

国立大学法人愛知教育大学学長選考・監察会議規程

2015年7月10日

学長選考会議決定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人愛知教育大学学則第10条第2項の規定に基づき、国立大学法人愛知教育大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 学長選考・監察会議は、次の各号に定める委員をもって組織する。

- (1) 国立大学法人愛知教育大学経営協議会規程第2条第1項第4号の構成員のうち経営協議会において選出された者5人
- (2) 国立大学法人愛知教育大学教育研究評議会規程第2条第1項第2号から第6号の構成員のうち教育研究評議会において選出された者5人
- 2 前項各号に定める委員が学長候補者となった場合、学長選考・監察会議の委員となることはできない。この場合、前項各号において補欠となる委員が選出できる場合は、委員を速やかに補充する。
- 3 学長選考・監察会議は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見の聴取を行うことができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、それぞれ経営協議会委員、教育研究評議会委員又は理事としての任期と同一とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(審議事項)

第4条 学長選考・監察会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学長の選考に関する事
- (2) 学長の任期に関する事
- (3) 学長の業績評価に関する事
- (4) 学長の解任に関する事
- (5) その他学長の選考に関し必要な事

(議長)

第5条 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選により決定する。

- 2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した委員がその職務を代行する。
- 3 議長は、学長選考・監察会議を主宰する。

(会議の成立及び議決要件)

第6条 学長選考・監察会議は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、第4条第4号に規定する学長を解任すべきものと決定する場合には、委員総数の3分の2以上の同意を必要とする。

(議事要録の公開)

第7条 学長選考・監察会議の議事要録は、本学のホームページにおいて公表する。

(事務)

第8条 学長選考・監察会議に関する事務は、総務課において行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、学長選考・監察会議の議を経て、議長が行うものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、学長選考・監察会議の運営に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この規程は、2015年7月10日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第1項各号に規定する委員の人数は、2016年3月31日までは従前の例による。

附 則

この規程は、2019年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。